

# 新型コロナ対策適正店認証制度の推進

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策を実施している飲食店等を県が実地確認の上、認証し公表することで、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、県内の飲食店等での感染拡大予防対策の推進を図る。

## 2 認証対象

兵庫県内にある客席を設ける飲食店及び喫茶店（テイクアウト・宅配のみの営業形態の店舗は対象外）



## 3 認証時のチェック項目

- (1) アクリル板等（パーティション）の設置又は座席間隔の確保
- (2) 手指消毒の徹底
- (3) 食事中以外のマスク着用の推奨
- (4) 換気の徹底
- (5) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としている。\*
- (6) 県から要請された営業時間を遵守している。\*
- (7) 県から要請されたカラオケ設備の提供自粛を遵守している。\*
- (8) 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- (9) 体調がすぐれない従業員への対応
- (10) 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

\* 県独自措置の緩和を踏まえ、(5)、(6)、(7)のチェック項目は、11/26以降、チェック項目から除外

## 4 認証ステッカーの交付

- ・ 認証ステッカーの交付を希望する飲食店等は、県ホームページからの電子又は紙申請書（申請書は県民局・センター、市役所、町役場で配布）の郵送により申請
- ・ 申請された飲食店等に対し、申請内容及び実地調査により認証基準を満たしていることを確認のうえ、認証ステッカーを交付し、店頭・店内等に掲出してもらう。

## 5 新型コロナ対策適正認証制度の進捗状況（令和3年11月21日現在）

区分	件数	県内 28,000 店 に対する割合
(1) 申請件数	26,265	94%
4～8月	10,934	—
9月	10,111	—
10月	4,889	—
11月	331	—
(2) 認証済件数	25,912	93%

## 6 認証店におけるワクチン・検査パッケージ登録による人数制限緩和

ワクチン・検査パッケージの適用を希望する認証店を事前登録し、感染拡大の傾向が見られるなどにより同一テーブル4人以内の人数制限を要請した場合において、人数制限を緩和

適用の状況	認証店	制度登録認証店
緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域及びその他区域（感染拡大の傾向が見られる場合）	同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内	ワクチン・検査パッケージを適用した場合、認証店の <u>人数制限なし</u>

### 〈ワクチン・検査パッケージ登録の主な流れ〉

- ① ワクチン・検査パッケージによる人数制限の緩和を希望する認証店は「兵庫県新型コロナウイルス対策適正店認証制度」事務局に登録申請書を提出
- ② 申請があった認証店に制度登録ステッカーを交付し、外から見える位置に掲示するよう依頼
- ③ 制度登録認証店を県ホームページに公表

※ 手続の詳細は、後日、県ホームページに公表

## 7 認証制度の今後予定

ワクチン・検査パッケージの制度登録認証店による制限緩和への対応などを踏まえ、今年度末まで認証制度の新規受付を延長

【問合先】兵庫県新型コロナウイルス対策適正店認証コールセンター

(平日 9:00~17:00)      078-272-6511